岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第４回）

日時：令和７年９月 17 日（水）
15 時 15 分から 16 時 45 分まで
場所：エスポワールいわて特別ホール

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　出席者紹介

４　議　　題

(1)　岩手県災害ケースマネジメントガイドライン（仮称）の素案について

論点①：市町村・関係機関・県の連携体制の構築について

論点②：人材育成・認証登録制度について

５　閉　　会

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第４回）　出席者名簿

○構成員等

所　属	職　名	氏　名	備　考
岩手県立大学社会福祉学部	客員教授	齋藤　昭彦	
岩手県社会福祉協議会	事務局次長兼総務部長	斉藤　穣	
いわてＮＰＯ災害支援ネットワーク （認定 NPO 法人フードバンク岩手）	理事 （副理事長・事務局長）	阿部　知幸	
いわてＮＰＯ災害支援ネットワーク （NPO 法人クチェカ）	会員 （理事・事務局長）	鈴木　悠太	
久慈市生活福祉部社会福祉課	課長	安部　信二	
葛巻町総務課	課長補佐	日向　信二	
川上・吉江法律事務所 （岩手弁護士会所属）	弁護士	吉江　暢洋	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ

○事務局

所　属	職　名	氏　名	備　考
岩手県 復興防災部	部　長	大畑　光宏	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	総括課長	藤川　耕平	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	被災者生活再建課長	太田　栄時	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主任主査	中嶋　由紀	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主　査	矢羽々　有	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主　任	鈴木　真那	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主　事	伊藤　寛治	
岩手県　復興防災部　復興危機管理室	総括危機管理監兼 放射線影響対策課長	石川　一行	
岩手県　復興防災部　防災課	主任主査	横森　宅弥	
岩手県　保健福祉部　地域福祉課	特命課長	木村　康彦	

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第4回） 配席図

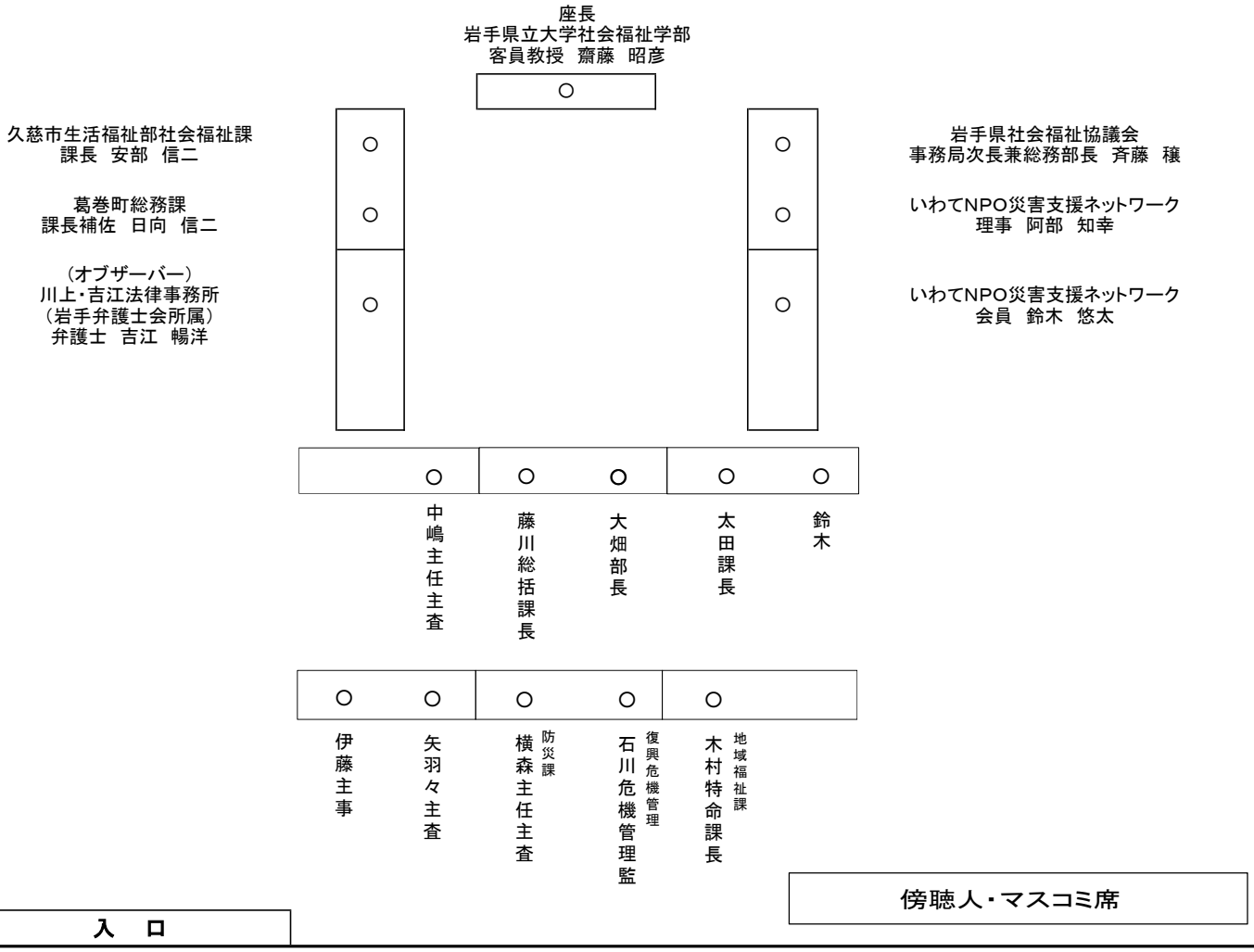

「岩手県災害ケースマネジメントガイドライン」（案）について

資料１

１　作成の目的

《被災者一人ひとりに寄り添った被災者支援》を実現するため、本県における災害ケースマネジメントの実施体制の構築を推進し、市町村が災害ケースマネジメントを実施する際の取組指針として作成するもの。

２　作成の根拠

岩手県地域防災計画、岩手県地域福祉計画

３　構成

１．はじめに	●災害ケースマネジメントとは（定義、必要性） ●ガイドライン作成の目的、県のこれまでの取組　等
２．災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）	●発災後の一連の流れ（実施体制・手順） ●庁内・庁外の連携の検討 ●活用可能な財政支援　等
３．災害ケースマネジメントの実施（平時の取組）	●実施体制の検討（外部からの受援など） ●計画等への位置づけ ●各種支援制度の把握・理解　等
４．人材育成・発災時の人材派遣体制	●災害ケースマネジメント全般の理解促進のための研修 ●被災者支援の担い手育成：「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー研修」・認証登録制度について ●人材派遣体制の整備（①専門的人材、②災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー）等 ※①専門的人材：弁護士、社会福祉士、建築士　等
５．個人情報の取扱い・デジタル技術の活用について	●個人情報の取扱い（保有・提供・利用） ●被災者台帳の活用 ●デジタル技術活用にかかる県の取組状況　等 ※復興防災DX研究会の議論にあわせて内容変更

４　今後の取組について

（１）市町村・関係機関・県の連携体制構築

●Ｒ８年度に「岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）」を設置し、平時からの関係づくり、災害ケースマネジメントの理解促進のための研修の実施、広域的人材派遣の調整機能を担う機関とする。

●専門士業団体との被災者支援にかかる連携・協力体制を構築していくため、各団体に対し、県の取組の説明と具体的な連携に向けた、検討・協議を行う。また、ネットワーク会議の構成団体として参加を要請する。
※例：弁護士会、社会福祉士会、建築士協会、ＦＰ協会、不動産鑑定士協会　等（会議の構成団体は検討中）

●岩手県社会福祉協議会、災害中間支援組織（いわて連携復興支援センター）に対し、ネットワーク会議への参加を要請する。

（２）アウトリーチ人材育成及び認証登録制度の実施

●「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー研修（仮称）」について、サポーター研修（基礎研修）は、Ｒ６年度に県立大学に委託し作成した「アウトリーチ人材育成プログラム」により実施。リーダー研修（応用研修）は、今後、研修内容を検討し、Ｒ８年度から実施。

●　認証登録制度はＲ７年度の研修から開始し、受講修了者には「災害ケースマネジメント推進サポーター研修受講修了証」を交付。名簿登録し、発災時は市町村からの支援の要請に基づき、名簿を提供する。

５　ガイドラインにかかる今後のスケジュール（予定）

令和７年９月17日（水）	第４回会議：素案の検討協議
令和７年10月（予定）	ガイドライン案の市町村への意見照会
令和８年２月（予定）	第５回会議：最終案の検討協議
令和８年３月（予定）	ガイドライン完成、県ホームページ掲載

【参考】 岩手県の災害ケースマネジメント体制における市町村・関係機関・県の連携イメージ

資料２

平時

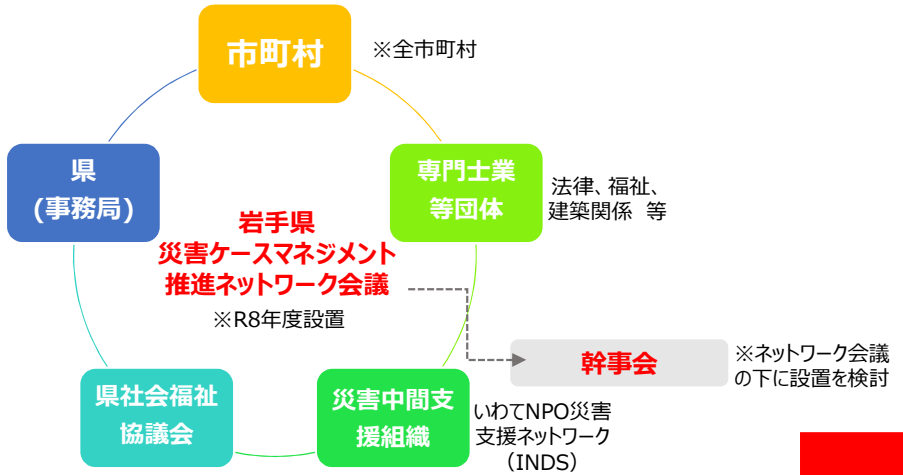

※災害時に県、市町村、関係機関等が連携して被災者支援に取り組むことができる体制を整備するため、以下の会議体を設置。（Ｒ８年度～）

岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議（仮称）

県が事務局となり、県内の災害ケースマネジメント推進体制の構築等に向けて、市町村、社会福祉協議会、専門士業団体等、NPO等民間団体が参画する会議体を設置。
【取組の内容（予定）】
- 災害ケースマネジメントへの理解促進に向けた研修会の実施
- 関係機関との「顔の見える関係」の構築に向けたつながりの支援
- 意見交換等

幹事会（仮称）

※R6.8月に設置した「災害ケースマネジメント推進検討会議」の後継となる会議体として位置づけるもの。全体会議での取組方針や県のガイドラインの改正等について検討する。

発災時

発災

県

推進ネットワーク会議の事務局として、被災市町村等が実施する災害ケースマネジメントの後方支援を行うため、構成機関との連携・協力体制についての必要な調整を担うことを想定。
また、大規模災害時の県域での広域的なアウトリーチ人材の派遣調整は県が実施する想定。

【構成機関との連携・協力】

- 県社会福祉協議会　市町村社協の応援　等
- 専門士業等団体　専門人材の派遣　等
- 災害中間支援組織（いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS））　県内外のNPO等の活動調整　等

アウトリーチ人材　※大規模災害時

派遣・協力要請

市町村を支援

※委託・委嘱による実施の場合

市町村

災害ケースマネジメントの手法による被災者支援の実施

1. アウトリーチ等による被災者の状況把握
2. 個別ケース会議の開催
3. 支援へのつなぎ・支援の実施
4. 情報連携会議の開催

支援の実施

社会福祉協議会　NPO　民生委員等

災害ボランティア　ボランティアセンター　DWAT等職能団体

※ボランティアセンターやDWAT等職能団体との連携も想定

【参考】 災害ケースマネジメント推進サポーター／リーダー（仮称）の位置づけ

資料３

県内の災害ケースマネジメントの取組状況を踏まえ、災害ケースマネジメント推進リーダー研修受講者等から、適任と思われる人材をピックアップする等して人材登録

災害ケースマネジメント推進コーディネーター（検討中）

●災害ケースマネジメントの実践経験がある等、全体管理・指導助言ができる人材

広域で活躍

県域、居住地外の市町村域等

災害ケースマネジメント推進リーダー（仮称）

●**自らの知識や経験・スキルを活かして**、被災者の状況を把握した上で、関係機関と連携し、課題の解決に向けて**長期的に**取り組むことができる人材

●個別訪問等の**アウトリーチ支援の主な担い手**となる人材

【研修内容（検討中）】
◎支援の実施に必要な各種制度理解
◎関係機関との連携
◎支援のつなぎ方
◎災害ケースマネジメントケース会議の運営方法
◎アウトリーチ支援の事例検討

市町村域で活躍

居住地の市町村域

災害ケースマネジメント推進サポーター（仮称）

●災害ケースマネジメントの考え方を理解した上で、災害時に**地元地域を中心**にさまざまな被災者支援の担い手として活躍できる人材

●被災者の心情理解やコミュニケーションのうえで必要なスキルを習得し、個別訪問等の**アウトリーチ支援のサポート（同行）**を行うことができる人材

【研修内容】
⇒県立大学『アウトリーチ人材育成プログラム』
◎災害ケースマネジメントの概要説明
◎災害ケースマネジメント実施自治体の事例報告
◎アウトリーチ支援の基本的な姿勢・介入方法等（講義・演習）

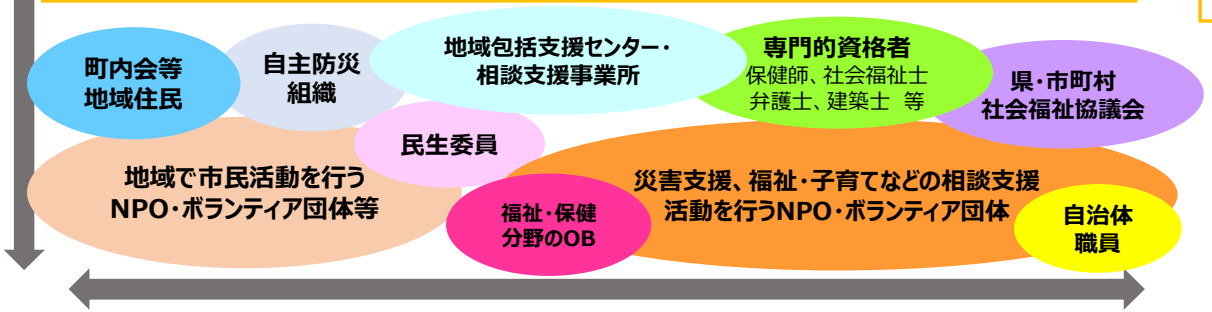

参考：内閣府「避難生活支援リーダー/サポーター研修資料」

【認定証（受講修了証）案】 ※カード式

R7.9.17　岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第４回）資料

岩手県災害ケースマネジメントガイドライン

（素案）

第１章　はじめに

１－１．災害ケースマネジメントとは

(1) 災害ケースマネジメントの定義

《**災害ケースマネジメント**》とは、令和５年３月に内閣府が公表した「災害ケースマネジメント実施の手引き」（以下「国手引き」という。）によれば、「**被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組**」とされています。

従来の被災者支援では、行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意して被災者の申請を待つ「申請主義」が中心でしたが、災害ケースマネジメントによる被災者支援においては、被災者の個別訪問や身近な場所での相談会の開催等（アウトリーチ）により、支援が必要な被災者を行政等が積極的に発見・状況把握をし、適切な支援機関につなげる取組であり、**支援の漏れや在宅等避難者への支援の提供、災害関連死の防止、被災者の自立・生活再建の早期実現の効果**が期待されています。

なお、このような被災者支援の手法は、災害ケースマネジメントと称していない取組も含め、災害時にはすでに全国的に実践されており、岩手県（以下「県」という。）においても、東日本大震災津波の被災地における岩手県社会福祉協議会による《生活支援相談員》の活動や平成 28 年の台風 10 号における任意団体《岩泉よりそい・みらいネット》による相談支援、令和７年２月の大船渡林野火災における大船渡市と大船渡市社会福祉協議会による「被災者見守り・相談支援事業」、そして、任意団体《大船渡よりそい・みらいネット》の相談支援活動も災害ケースマネジメントの手法による被災者支援であると言えます。

(2) 災害ケースマネジメントの必要性

本県は、これまでも、東日本大震災津波をはじめとした大規模な津波災害に何度も見舞われてきたほか、未曽有の被害をもたらしたカスリン・アイオン台風、そして平成 28 年の台風 10 号などの台風・大雨災害を幾度も経験してきました。

また、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの大規模な自然災害も懸念されていることや、地域の急速な人口減少・つながりの希薄化が進む現状を鑑みれば、被災経験のない市町村においても、災害ケースマネジメントの手法による被災者支援について理解を深めておくこと、災害対応の経験が豊富な民間団体等と平時からいざというときに連携できる体制を整えておくことは、災害発生時に《誰ひとり取り残さない》きめ細やかな被災者支援を実現するための急務であると考えます。

１－２．ガイドラインについて

(1) ガイドラインの目的

「岩手県災害ケースマネジメントガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、市町村が災害ケースマネジメントの手法により被災者支援を実施する際の基本的な実施手順や市町村と県、関係機関間における連携体制の構築について示したものです。

(2) ガイドラインの位置づけ

ガイドラインは「岩手県地域防災計画」及び「岩手県地域福祉計画」に基づき作成したものであり、今後の取組を反映させながら、継続的に改定を行います。

●岩手県地域防災計画　【抜粋】

第２章　災害予防計画　第５節

第１　基本方針

４ 県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第４章　災害復旧・復興計画　第２節　生活の安定確保計画

５　被災者生活再建支援制度の活用

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

●岩手県地域福祉計画 【抜粋】

５被災経験を活かした支援体制づくり

(2)-ア-(ア)　被災者支援に従事する者の確保・育成

【施策の方向】

⑤　被災者の自立・再建プロセスを支援する災害ケースマネジメントの体制整備に向け、県、市町村の防災や福祉部局、地域の様々な関係機関・団体を対象とした研修などを実施し、取組への理解促進や支援スキルの習得など支援者の資質向上を図ります。

なお、ガイドラインの内容は国手引きの内容を踏まえて作成していることから、災害ケースマネジメントの実施に当たっては国手引き及び取組事例集もあわせて活用してください。

内閣府（防災担当）「災害ケースマネジメントの手引き」・「取組事例集」
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html

１－３．これまでの県の取組状況

（１）災害ケースマネジメントの理解促進に向けた取組

県は、市町村や関係機関等を対象として、災害ケースマネジメントの理解促進を目的とした研修会を令和５年度から開催しています。また、令和５年度及び令和６年度には、市町村の災害ケースマネジメントに対する認識や体制構築等の平時の取組状況、課題についてのヒアリングや調査を実施しました。

（２）人材育成に向けた取組

県において被災者支援を担う人材を育成するため、岩手県立大学に調査・研究を委託し、被災者の個別訪問等のアウトリーチ支援を行う際に必要なスキルの習得等を目的とした「アウトリーチ人材育成プログラム」を作成しました。

このプログラムに基づき、市町村、関係機関等を対象とした研修会を令和６年度に初めて実施し、令和７年度以降、「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー研修」として人材育成研修を実施していきます。（ガイドライン第４章参照）

（３）関係機関との連携体制の構築に向けた取組

県における災害ケースマネジメントを推進するに当たり、広く福祉分野と防災分野の有識者や関係機関等と意見交換を行うため、令和６年度から２年以内を設置期間として、令和６年８月９日に「**岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議**」を設置しました。

また、この会議において、災害ケースマネジメントに係る現状と課題を確認し、「災害ケースマネジメントの主体」、「アウトリーチ人材が備えるべきスキル」、「人材の派遣調整の体制や仕組み」の３つの論点やその対応の方向性、ガイドラインの作成に向けた議論を行いました。

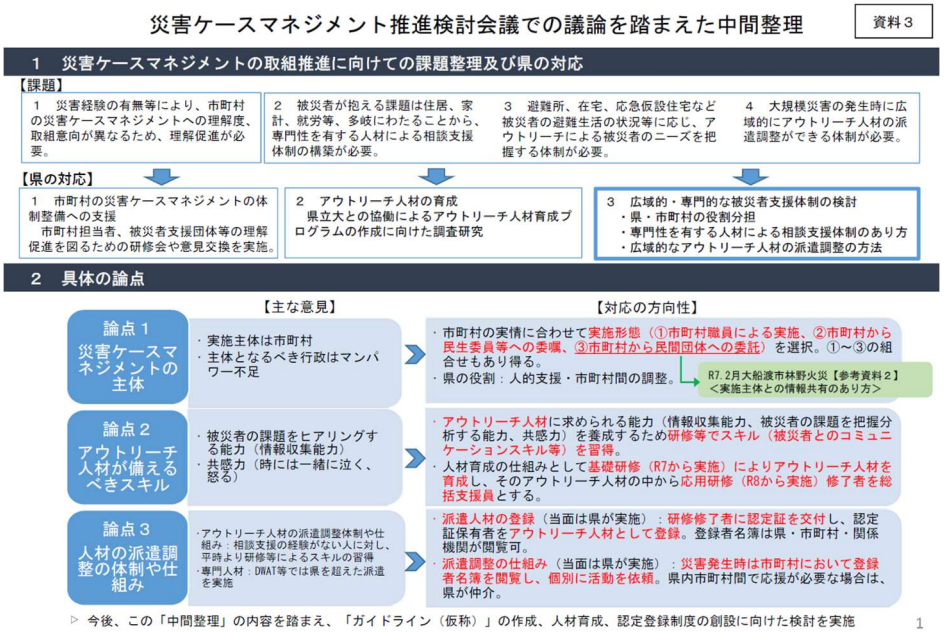

（出典：岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議第３回資料）

第２章　災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

【国手引き：P32-138】

災害ケースマネジメントの実施には、大きく分けて「発災時の取組」と「平時の取組」があります。

はじめに、発災後、災害ケースマネジメントを実施する際の一連の流れについて説明します。

２－１．発災後の流れ

発災時の災害ケースマネジメントの開始時期や実施手順は、災害の規模や被災状況、各市町村の地域の実情（マンパワー・地域資源）等に応じた形で柔軟に実施する必要がありますが、基本的には以下の手順に沿って実施することとなります。

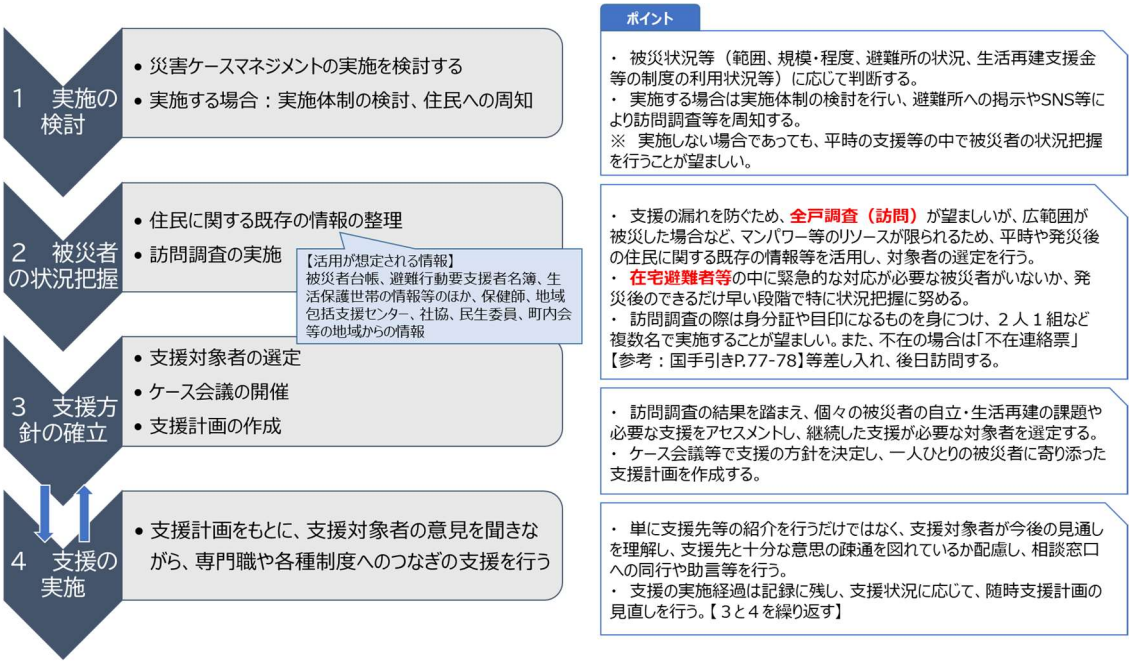

（１）災害ケースマネジメントの実施の検討

国手引き（P.9）では、災害ケースマネジメントの実施に当たって、発災後の３つのフェーズに区切り、それぞれのフェーズにおける取組の目的等を示しています。災害の種類（地震津波・台風など）や規模等に応じて、活動の中心となる段階は変化しますが、一般的には、被災者の自立・生活再建に向けた伴走型の支援の必要性が高まる「避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階」において、災害ケースマネジメントに基づく被災者支援を実施することが考えられます。

また、小規模災害や被災範囲が限定的な場合は、避難所における健康把握や発災直後から行われる行政の職員・保健師等の訪問の段階から、災害ケースマネジメントに関係する事項についても、最低限の聴き取りを実施することも積極的に検討します。

災害ケースマネジメントを実施する場合、被災状況などから実施体制を検討し（ガイドライン第２章 2-3）、訪問調査や避難所での聴き取りのスケジュールを広報や掲示板、SNS 等を使って住民に周知します。

なお、国の手引きでは、住宅の被害を想定したフェーズにより区分していますが、住宅に被害がない被災者や在宅避難（車中泊を含む）をしている被災者（以下「在宅避難者等」という。）についても、災害ケースマネジメントの対象であることから、在宅避難者等の中に緊急的な対応が必要な者がいないか、発災直後の早い段階において在宅避難者等の状況把握に努める必要があります。

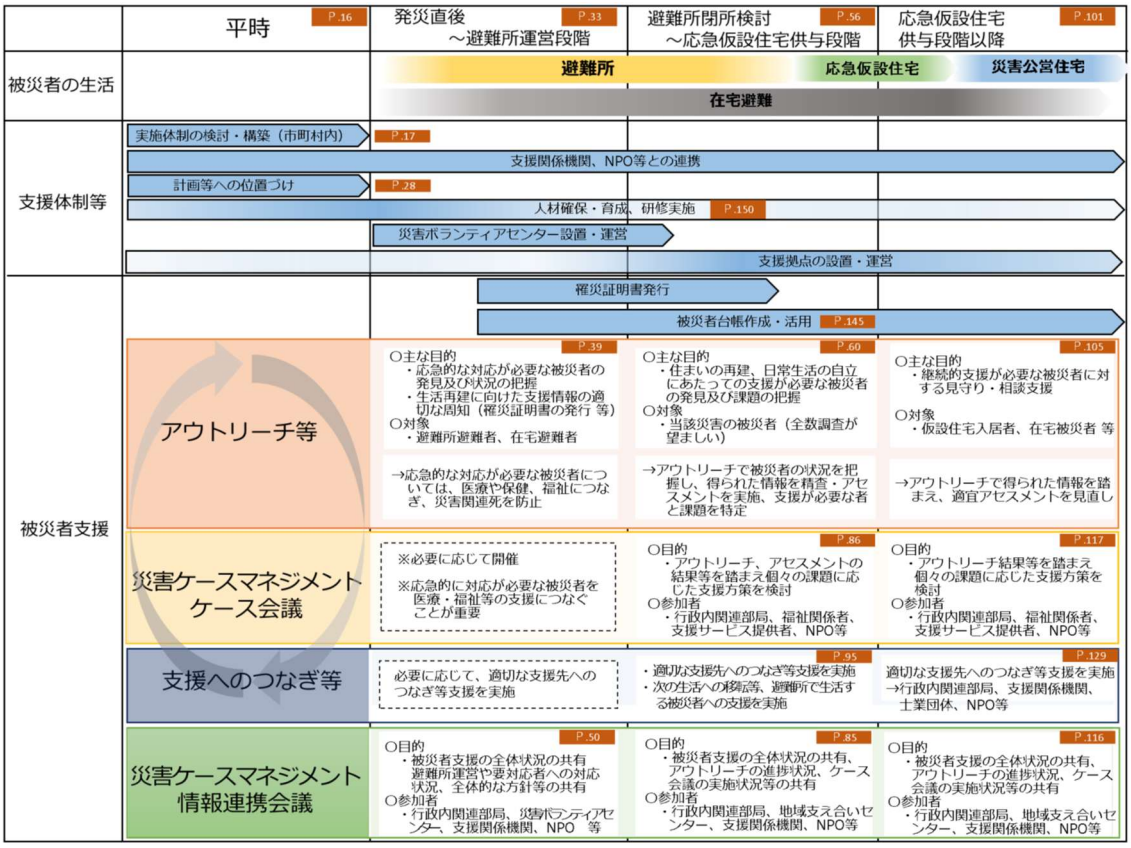

（出典：内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」）

なお、災害ケースマネジメントを実施しない場合であっても、既存の支援等（介護・福祉サービス、生活保護・生活困窮者制度、民生委員等の活動）により、被災者の状況把握を行うことが望ましいです。

（２）被災者の状況把握（アウトリーチ等）

①既存の情報の整理

支援の漏れを防ぐため、基本的に被災したと思われる住民の全戸調査（訪問）が望ましいとされています。しかしながら、災害発生時において、人手はいくらあっても足りないという状況が想定されます。

そこで、まずは、平時から支援に関わる福祉部局で持つ情報（医療、介護、障がい、生活保護、ひとり親など）や防災部局等で持つ情報（被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等）、避難所や地域からの情報提供等を活用し、訪問調査の実施に当たり、優先的に回る対象者（支援から取り残されそうな方）を決定し、リスト化する必要があります。

なお、整理した情報は被災者台帳システムやエクセルなどに記録し、データとしてまとめておくことにより、その後の支援経過の把握もスムーズになることから、活用が検討されます。

②訪問調査の実施

対象者をリスト化した後、訪問調査を行う際のポイントは次のとおりです。

【調査員の体制等】

●話を聞く人と記録を取る人とで役割分担ができる複数名（２人１組等）が望ましい。

●外部の支援機関（社会福祉協議会、災害ボランティア等）が実施する場合、初回の訪問は被災地の自治体職員が、ペアで訪問することも検討する。

●訪問対象者の被災状況や訪問の目的に応じて、保健師等の医療保健関係従事者のほか、庁外の連携も含め、専門的知識のある人材（弁護士、建築住宅関係、社会福祉士、NPO など）に同行してもらうことも有効であること。

●信頼関係の構築のため、地区担当を決めるなど可能な限り同じ調査員が訪問することが望ましい。

【確認する内容】 ※国手引きによる実施段階「避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階」を想定

聴き取りを行う内容は、被害の状況のほか、次のようなものが考えられること。

住まいの再建	・ 住宅の再建に係る意向（修理、新築・購入、公営住宅、賃貸住宅、親族との同居 等） ・ 罹災証明書の取得状況（前回、大規模半壊、半壊 等） ・ 経済状況等（就労、収入（給与所得、年金等）、資産、債務 等） ・ 住宅再建の進捗状況（見積もりの取得、請負契約の締結状況 等）
日常生活の自立	・ 家族の状況（家族構成、生活状況、健康状態、要支援者の該当、関係性 等） ・ 健康状況（既往歴、医療機関の受診状況、介護サービス等の状況 等） ・ 避難生活における住環境（食事、入浴、トイレ、冷暖房の有無 等） ・ 近隣との関係、買い物等の交通手段、家事の状況 等 ・ その他抱える問題について

【準備するとよいもの】

種類	目的等	備考
身分証・名札	訪問調査員であることを示すもの。訪問される側の安心感につながり、調査員を認識しやすくするもの	災害ケースマネジメント実施主体が用意する
目印になるもの（ビブス、腕章）		
訪問対象者リスト	一覧表及び個票（既存の情報をまとめたもの）	【参考】県手引き付属資料
チラシ等（訪問調査を行う機関の連絡先を記載されたもの）	訪問調査の説明や案内チラシを訪問時に渡し、後から訪問対象者が確認しやすくするもの	
訪問調査票	被災者から聞き取った内容をまとめるもの	【参考】県手引き付属資料
不在連絡票	訪問先が不在時に差し入れるもの	【参考】国手引きP.77-78

【訪問時の留意点】

●初回の訪問では、調査員の所属等の自己紹介を行い、訪問の目的を丁寧に説明する。

●訪問調査において被災者から聴き取った情報については、支援の実施に当たり、関係機関に情報提供してもよいかどうか、利用目的を説明の上、本人から書面又は口頭により同意を取得する。

●不在の場合は不在連絡票を差し入れ、連絡票に反応がない場合は後日再度訪問する。

●訪問に拒否的な場合は無理な聴き取りはせず、自己紹介や挨拶のみとし、関係の構築を図りながら「被害の状況」の確認や「いま困っていることはないか」などの聴き取りを目指すこと。

【調査員側の留意点】

●訪問調査において知り得た被災者の個人情報について、秘密保持に留意すること。また、個人情報の取扱いについての詳細はガイドライン第５章を参照すること。

●もともと「困っていること」を自覚しにくい、困っていても話せないという方もいるため、本人の発言だけではなく、表情や身なり、家の中や周囲の様子等も観察しておくとよい。

●被災者から被災体験等を聞くことにより、調査員も心理的負担を感じることが当然あるため、調査員自身のメンタル・ケアも大切であることを理解しておくこと。

＜被災者のこころを守るために＞

聴き取りに当たっては、被災によりつらい体験をした被災者をさらに傷つけることのないよう適切な配慮も必要とされます。また、訪問調査等のアウトリーチによる情報の把握が特に重要となる、自ら支援にアクセスできない方は、発災前からさまざまな困難や課題を抱えていることも多いものです。

相談支援業務に従事した経験がない自治体の職員等が、災害発生時に被災者の訪問調査を担うことも想定されることから、防災部局・福祉部局に限らず、県が行う人材育成研修（ガイドライン第４章参照）などの被災者への聴き取りに関する基本的な心構えを習得する研修を平時に受講しておくことが望ましいです。

（３）支援方針の確立

訪問調査等により得られた個々の被災者の情報や支援のニーズを踏まえ、継続した支援の対象者の選定や自立・生活再建に向けた支援方針の検討・評価（アセスメント）を行います。

なお、検討に当たり、「日常生活の自立性」と「住まいの再建の実現性」の２つの軸で評価する手法があります。

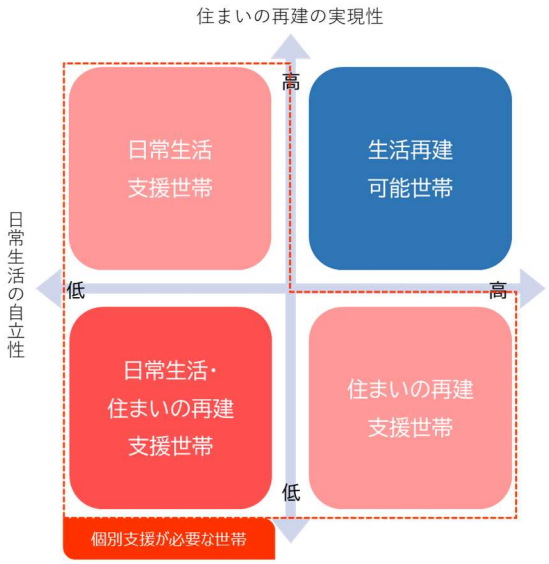

分類	特徴	必要な支援の例
【１】 生活再建可能世帯	住まいの再建方針や再建時期が決まっており、日常生活において特に大きな問題が見られない世帯	◎支援制度の情報提供 ◎公営住宅入居支援 ◎住宅再建の相談支援
【２】 日常生活支援世帯	住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、健康面等に課題を抱えているため、日常生活において継続的な支援が必要な世帯	◎健康支援 ◎見守り支援、日常生活上の相談対応 ◎医療・介護・福祉サービス等の利用へのつなぎ ◎活用可能な支援制度等へのつなぎ
【３】 住まいの再建支援世帯	住まいの再建方針が未定である世帯や、資金面、家族関係などに問題を抱えているため住まいの再建が困難な世帯	◎公営住宅入居支援 ◎住宅再建の相談支援 ◎弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門的な相談先へのつなぎ ◎活用可能な支援制度等へのつなぎ
【４】 日常生活・住まいの再建支援世帯	住まいの再建に関して課題を抱えているだけでなく、日常生活においても、健康面、生活資金（家計管理）、就労、家族関係などに課題を抱えているため、定期的な個別訪問や支援が必要な世帯	【２】・【３】の組み合わせのほか、 ◎就労相談支援 ◎情報共有

この指標に基づき、必要な支援方策の検討や見守り・訪問等の頻度を判断するほか、個別ケース会議における協議のたたき台として活用することが想定されます。（国手引き P.79）

また、支援の開始後もアセスメントを継続的に繰り返すことにより、課題の進捗管理や支援方針の変更を行い、一人ひとりの被災者に寄り添った支援にフィードバックできることが期待されます。

①ケース会議の開催

おおよその支援方針が定まったとき、あるいは、支援の実施後に何らかの問題で支援が上手くいかない状況となったときは、支援に関わる機関を集め、情報共有や意見交換、支援方針の決定を目的としたケース会議を開催し、協議を行います。

参加する機関は、個々の被災者の課題に応じて変わりますが、次のような機関が考えられます。

分野等	想定される参加者（例）
行政（市町村・県）	防災、福祉、住宅、廃棄物、用地等に関係する部局
保健・医療機関	保健所（保健師）、かかりつけの医療機関（地域医療連携室） 等
高齢者	地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業所 等
障がい	相談支援事業所、障害サービス事業所 等
児童	学校・教育委員会、児童相談所、児童家庭支援センター 等
生活保護・生活困窮	福祉事務所、社会福祉協議会
ひとり親	ひとり親家庭等応援サポートセンター 等
女性相談・DV	配偶者暴力相談支援センター（福祉総合相談センター、男女共同参画センター） 等
外国人	災害時多言語支援窓口（岩手県国際交流協会） 等
LGBT等	男女共同参画センター
地域福祉等	民生・児童委員、町内会（自治会）、親族 等
民間団体等	専門士業関係（弁護士等）、NPO、ボランティア団体 等

なお、実際には被災者への支援を開始してからケース会議を開催することも考えられますので、柔軟に運用することが可能です。ケース会議の開催に当たっての留意点は次のとおりです。

【ケース会議開催時の留意点】

●参加機関との情報共有については、支援対象者本人の同意に基づき情報共有を行うこと。

●参加機関には支援対象者の重要な個人情報も取り扱うことから、秘密保持の義務について誓約書等の提出を求め、会議に使用した資料の取扱いについては十分に注意し、主催者による回収又は参加機関に対し適切な管理を行わせること。

●個別ケース会議は、複数のケースを同一の日程で開催することも想定されるが、その場合においては、参加機関をすべてのケース会議に参加させるのではなく、対応する支援対象者の部分のみ参加することとして、出入りさせる等の配慮を行うこと。

※ ケース会議の開催については、市町村等における既存の制度の会議の枠組み（重層的支援：重層的支援会議、高齢者：地域包括個別ケア会議、児童：要保護児童対策地域協議会等）の活

用や、ノウハウの応用が可能であると考えられます。

②支援計画（自立・生活再建支援計画書）の作成

ケース会議において協議した支援方針を受けて、支援対象者一人ひとりに寄り添った支援計画（自立・生活再建支援計画書）を作成します。【参考：付属資料】

なお、作成に当たっては、ケース会議と同様、既存の制度等（障がい福祉：個別支援計画、生活困窮：支援プラン等）における個人の支援計画を作成するノウハウを応用することが考えられます。

（４）支援の実施

作成した自立・生活再建支援計画書に基づき、必要な支援につなぐ支援や直接支援を実施します。支援を実施した場合は、支援内容や結果を記録し、支援経過を参照できるようにしておきます。

また、支援を実施しても効果が見られないときや、支援対象者等の状況が変化したときは、随時支援方針の見直しを行い、ケース会議により関係者で意見交換等を行います。

なお、《必要な支援はあるが地域内に適当なつなぎ先がない》等の場合は、県が設置の検討を進めている「災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議」が、適当な支援のつなぎ先についての情報提供や助言を行うことも考えられます。

（５）支援の終了

（３）と（４）を繰り返し実施していくことにより、支援対象者の自立・生活再建プロセスが進んでいくと、今度は支援の終了について検討することとなります。

支援の終了時期については、（３）のアセスメント結果により実施主体が判断しますが、例えば、住まいの再建が課題である世帯については、家屋の修繕の完了や公営住宅への恒久的な入居を決めること等が考えられます。

また、日常生活において支援が必要な世帯については、平時の既存の制度につながった上で、新たな支援者との関係構築がある程度達成されたこと等が考えられます。

いずれの場合においても、支援対象者本人の意向も確認しながら、総合的に判断し、支援の終了を検討する必要があります。

（６）災害ケースマネジメント情報連携会議

国手引き（P.9）の全体像のとおり、支援の実施とあわせて、災害のフェーズに応じて、個々の被災者の支援方針の検討を除く、被災者支援の全体状況の把握や関係者間の情報共有を目的とした「情報連携会議」を開催することが望ましいです。

２－２．災害ケースマネジメントの実施体制

（１）実施体制の検討

災害ケースマネジメントは被災者支援の手法であり、**被災者支援の実施主体は市町村**です。

実施にあたっては、まず、**災害の規模や被災状況、地域の実情（地域資源の状況、職員のマンパワー）**等に応じて、実施体制等を検討することとなります。

なお、市町村による実施形態については、災害ケースマネジメント推進検討会議において、次のとおり議論を整理しています。

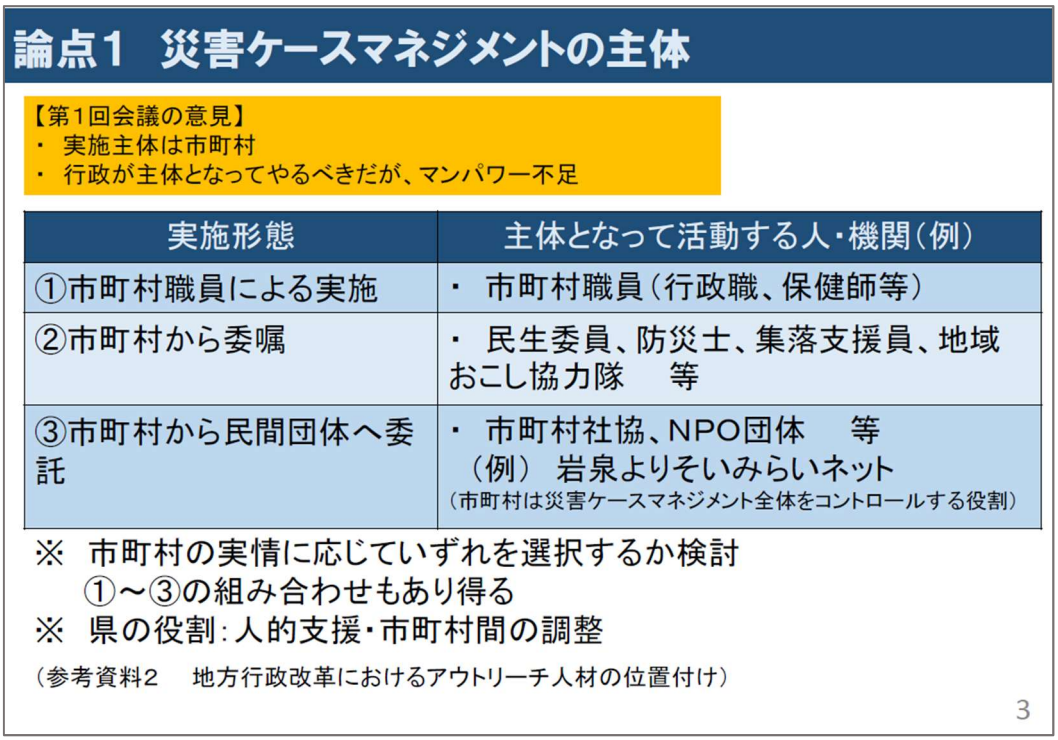

論点１　災害ケースマネジメントの主体

【第１回会議の意見】
・ 実施主体は市町村
・ 行政が主体となってやるべきだが、マンパワー不足

実施形態	主体となって活動する人・機関（例）
①市町村職員による実施	・ 市町村職員（行政職、保健師等）
②市町村から委嘱	・ 民生委員、防災士、集落支援員、地域おこし協力隊　等
③市町村から民間団体へ委託	・ 市町村社協、NPO団体　等 （例） 岩泉よりそいみらいネット （市町村は災害ケースマネジメント全体をコントロールする役割）

※ 市町村の実情に応じていずれを選択するか検討
①～③の組み合わせもあり得る
※ 県の役割：人的支援・市町村間の調整

（参考資料２　地方行政改革におけるアウトリーチ人材の位置付け）

3

（出典：岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議第２回資料）

従来どおり市町村の職員が「直営」で実施する方法以外にも、取組の一部又は全部を委嘱・委託により実施することも考えられます。その場合も災害ケースマネジメント全体のコントロールは行政が行う必要があります。

なお、発災直後に行う被災者の状況把握については、特に多くの人的資源を必要とするため、災害対応関係部局や平時から住民の相談支援に当たる福祉部局だけではなく、庁内のさまざまな部局との連携や、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）、庁外の民間団体等（社会福祉協議会、ＮＰＯ、災害ボランティア等）との官民連携・協働による実施を検討する必要があります。

（２）庁内の連携

庁内の連携体制について、組織的な構成と想定される役割分担を検討・整理することが必要です。

例：市町村における組織的な体制構築と役割分担の内容

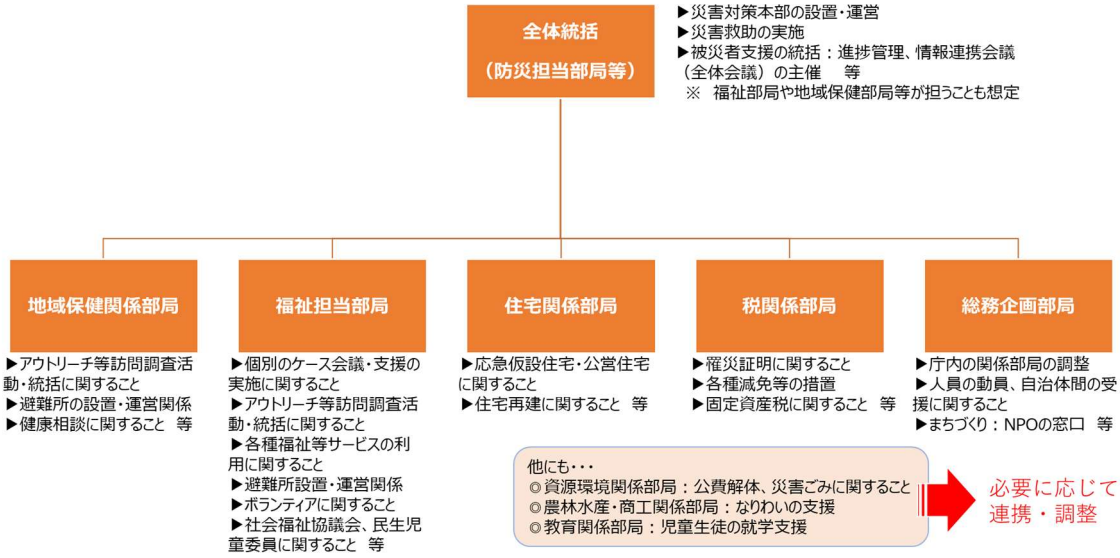

災害対策本部の直下に各関係部局の職員を集め、「被災者支援チーム」等を立ち上げ、ワンストップの体制を構築することも効果的です。

（３）庁外の連携

被災者の自立・生活再建に向けた課題の解決には、福祉的な支援や制度だけではなく、専門的知見を持つ多様な機関との連携が不可欠です。

一方で、専門士業等の人材の状況、ＮＰＯ等市民活動の状況などには地域の遍在があり、簡単に連携体制を構築することができないのも事実であり、また、これまで官民連携の経験がない市町村にとっては、災害発生という非常事態になってから、外部の機関の受入れを決めることは容易ではありません。平時から連携が見込まれる関係機関について検討しておき、『顔の見える関係』を構築することが重要です。

被災者支援における連携先の検討にあたっては、まずは平時の地域活動や既存の制度（包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等）で関わりのある民間団体等とのつながりを活用することや、県が設置する「岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議」（ガイドライン第３章 3-2）による支援の調整が想定されます。

また、令和７年７月に内閣府は「被災者援護協力団体登録制度」を創設しており、被災した市町村等が国のデータベースに登録された NPO やボランティア団体等に、直接支援を依頼することも可能です。

なお、アウトリーチ（訪問調査等）を行うための人的資源については、ガイドライン第４章のとおり、県が取組を進める「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材登録制度」の活用も考えられます。

発災後における災害ケースマネジメントの実施体制・役割分担については、発災前に取り決めておくことが重要です。

【参考：被災者援護協力団体登録制度について】

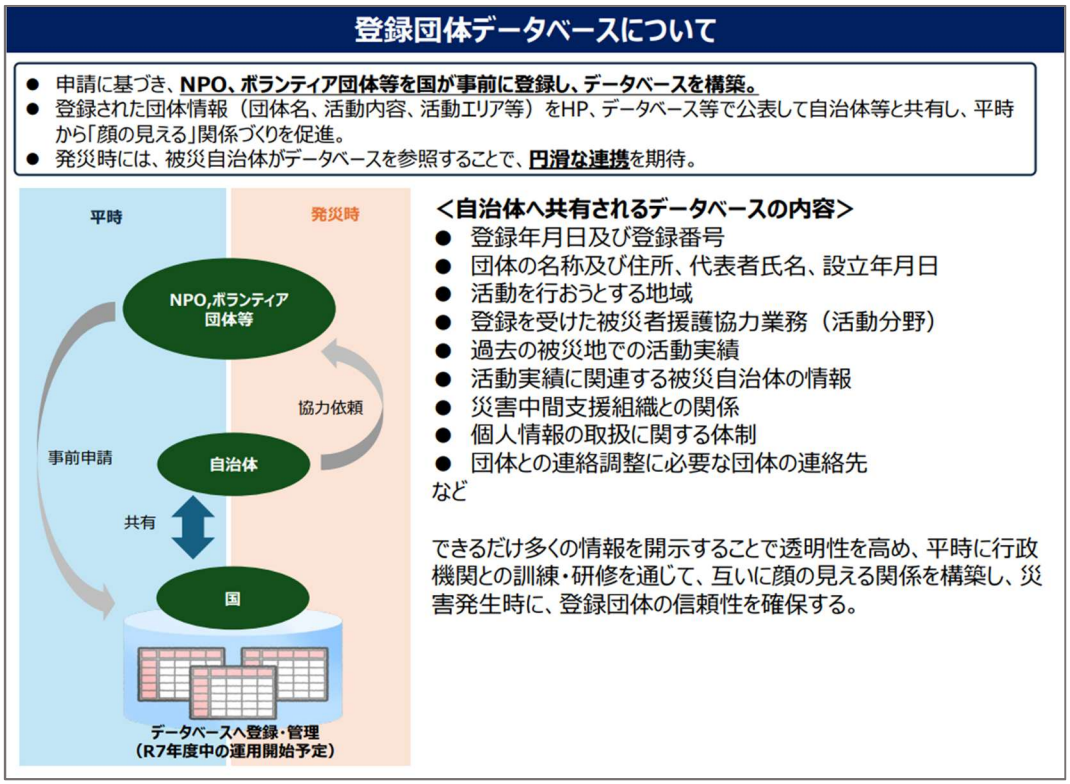

（出典：内閣府（防災）HP「被災者援護協力団体の登録制度」）

２－３．活用できる財政支援

災害ケースマネジメントの実施にあたり、利用可能な財政支援メニューは以下のとおりです。

〔避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階での実施〕

○　被災高齢者等把握事業　【厚生労働省】

○　被災者見守り・相談支援等事業【厚生労働省】

事業の詳細と活用事例は国手引き（P.98-99）を確認してください。

参考：災害対策基本法の一部を改正する法律（令和７年法律第 51 号）について

令和７年７年７月１日付けで施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により、被災者に対する福祉的支援等の充実のための措置として、災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました。

今後、災害ケースマネジメントの実施にかかる財政支援としての活用の可能性についても、検討していく必要があります。

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災)

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣　旨

令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

１）国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

２）司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

国による応援組織の例
（国土交通省TEC-FORCE）

②被災者支援の充実

１）被災者に対する福祉的支援等の充実
★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。

車中泊への対応

高齢者等への対応

２）広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

３）「被災者援護協力団体」の登録制度の創設
★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。

炊き出し

被災家屋の片付け

４）防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

１）水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

２）宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

３）まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

水道の復旧
（被災した浄水場）

公布日：令和７年６月４日　　施行日：令和７年６月４日／令和７年７月１日

（出典：内閣府（防災担当）HP）

第３章　災害ケースマネジメントの実施（平時の取組）

【国手引き：P16-30】

次に、発災後、災害ケースマネジメントを円滑に実施するために、平時から取り組むべきことについて説明します。

３－１．実施体制の検討・計画等への位置づけ

災害ケースマネジメントの取組を始めるにあたっては、まずは、発災時における庁内の体制について、平時のうちに検討しておくことが重要です。（ガイドライン第２章 2-2）

そして、実施体制の確認が整った段階で、市町村地域防災計画において位置づけることにより、災害ケースマネジメントの取組に対する根拠を明らかにしておくことが望ましいとされています。

また、特に福祉など、被災者支援に関わる分野の各種計画・施策等において、災害時の取組について検討・規定しておくことも重要です。（例：市町村地域福祉計画、重層的支援体制整備事業など）

これらに基づき、実際に防災訓練でのシミュレーションを行うことや、比較的小規模な災害において災害ケースマネジメントの手法を使った被災者支援を実践していくことにより、より大規模な災害が発生した際の速やかな連携による被災者支援の実現に繋がるものと考えます。

３－２．連携が想定される関係機関との「顔の見える関係」の構築

災害ケースマネジメントは、行政間の連携のみならず、災害時の支援の経験や専門的知見を有する民間団体等との連携が不可欠であり、円滑な支援の開始のためには平時からの関係づくりが重要です。

そこで、県は、本県における災害ケースマネジメントの取組を推進し、県・市町村・関係機関による実効的な連携体制の構築を目的として、令和８年度に「**岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議**」（以下、「ネットワーク会議」という。）の設置検討を進めています。構成機関の連携と役割分担のイメージは次のとおりです。

【参考】 岩手県の災害ケースマネジメント体制における市町村・関係機関・県の連携イメージ

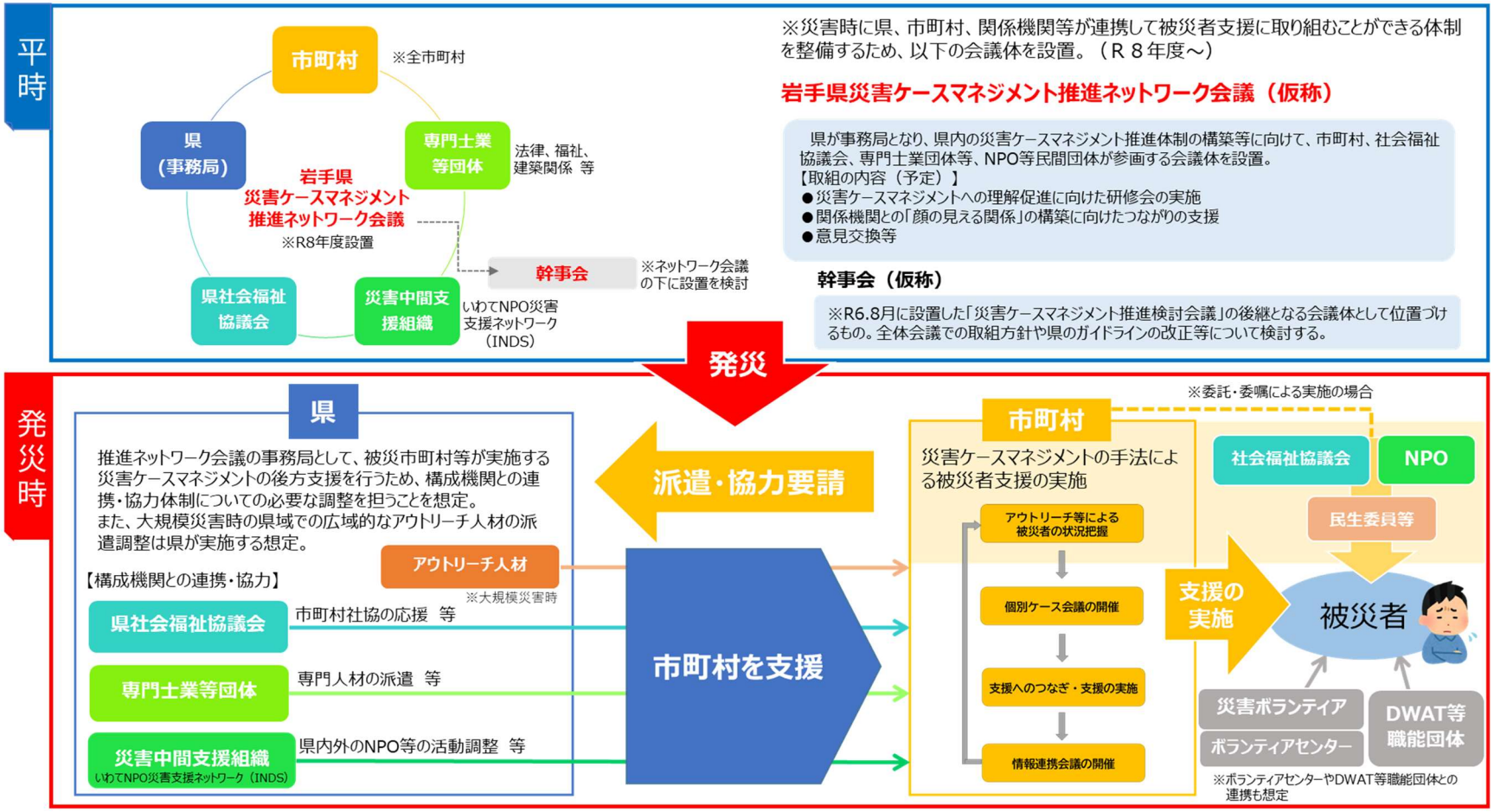

市町村によっては、自市町村の中で専門士業等の人材や災害支援の経験を有した NPO 等の民間団体がいない等の理由から、単独では災害ケースマネジメントによる被災者支援に必要な連携体制の構築が困難であることも考えられるため、市町村は、このネットワーク会議に参画し、平時からの関係づくりに取り組むことが望まれます。

なお、NPO 等の民間団体等の関係構築は、災害ケースマネジメントだけではなく、地域の防災や発災時の避難所運営・避難生活支援、支援物資輸送など、災害時に必要な支援の担い手の発掘・確保にも資する取組として有効です。

また、連携する民間団体等、特に NPO 等の活動内容について、平時から地域活動に関する広報等で住民への周知に取組むことにより、発災時の支援の実施に役立つことが考えられます。

３－３．各種制度の把握・理解

被災者支援において関係する各種支援制度やその所管部局については、必要な支援制度に円滑につなぐため、平時から把握し、制度の概要を理解しておくことが大切です。

また、アウトリーチ（訪問調査等）支援においては、制度の一覧表等を活用することも有効です。制度の名称、所管部局、連絡先等を一覧にすることで、被災者及び支援者が、自ら相談窓口を探すことができ、アクセスしやすくなります。

住宅再建のための支援制度一覧（令和7年7月10日現在）　ホームページ公表用

支援制度	制度概要	区分	被害の程度（損害割合） 滅失（100%）	全壊・解体（50%以上）	大規模半壊（40%以上50%未満）	中規模半壊（30%以上40%未満）	半壊（20%以上30%未満）	準半壊（10%以上20%未満）	一部損壊（10%未満）	窓口	岩手行政監視行政相談センターガイドブック	被災者支援に関する各種制度の概要	岩手県ホームページ	大船渡市ホームページ
生活再建支援金 基礎支援金	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を給付するもの 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて給付 加算支援金：住宅の再建方法に応じて給付 （）：単数世帯の場合		100万円（75万円）		50万円（37.5万円）	–	20万円（15万円）	5万円（3.75万円）	3万円	大船渡市 地域福祉課 0192-27-3111	12～13ページ	2ページ		[illegible]
生活再建支援金 加算支援金			50～200万円（37.5～150万円）			25～100万円（18.75～75万円）	–	–	–					
被災者住宅再建支援事業（市）	住宅を滅失した者が行う大船渡市内における自己の居住する住宅の新築又は購入に対し、補助金を給付するもの		【補助額】 県産材使用量が10㎡以上20㎡未満の場合：60万円 県産材使用量が20㎡以上30㎡未満の場合：80万円 県産材使用量が30㎡以上の場合：100万円 ※応急修理制度又は被災住宅等補修補助金を利用している場合は利用不可 ※被災した住宅を適切に解体撤去処分した者に限る					–	–	大船渡市 住宅管理課 0192-27-3111				[illegible]
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	専用住宅または店舗等併用住宅（延床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）に浄化槽を設置する方に、補助金を交付するもの		【上限額】 5人槽（延床面積130㎡以下）39万円 7人槽（延床面積130㎡超）47.4万円 10人槽（二世帯住宅など）66万円 撤去費用 9万円 配管費用 30万円		–	–	–	–	–	大船渡市 下水道課 0192-27-3111			[illegible]	[illegible]
応急修理	林野火災で被害を受けた住宅の「日常生活に必要不可欠な最小限度の部分」を、市が一定の範囲内で応急的に修理するもの	自己資力で修理可	–	–	71.7万円	–	–	–	–	大船渡市 住宅管理課 0192-27-3111	4～7ページ	28ページ		[illegible]
応急修理		自己資力で修理不可	–	–	–	71.7万円		34.8万円	–					
被災住宅等補修補助金（市）	林野火災で被災し被害を受けた住宅の補修費用に対し、補助金を給付するもの	応急修理制度を利用する	–	–	–	–	補助対象経費の1/2（上限5万円）		–	大船渡市 住宅管理課 0192-27-3111	9～11ページ			[illegible]
被災住宅等補修補助金（市）		応急修理制度を利用しない	–	–	–	–	補助対象経費の1/2（上限15万円）							
公費解体	所有者の希望に応じ、林野火災で被害を受けた家屋等の解体、撤去を市が行うもの		被災家屋（個人住宅、倉庫、土蔵、事務所、店舗、車庫）等の解体 解体・撤去費用全額を市で負担					–	–	大船渡市 市民環境課 0192-27-3111	7～9ページ			[illegible]
いわて木づかい住宅普及促進事業（県産材使用）	一定以上の県産木材を使用した住宅の新築やリフォームについて補助金を交付するもの		【最大補助金額】30万円 ※住みたい岩手の家づくり促進事業と併用する場合は最大50万円 【補助要件】構造材等の部分に使用：10㎡以上又は仕上材等の部分に使用：20㎡以上 【加算要件】JAS材等を使用、18歳以下の子どもがいる世帯							岩手県 林業振興課 019-629-5774			[illegible]	
住みたい岩手の家づくり促進事業（省エネ、バリアフリー）	「いわて木づかい住宅普及促進事業」と連携し、住宅の「省エネ証明」「バリアフリー証明」の取得経費を支援		断熱等対策等級6に適合する、性能証明書を取得した場合：10万円 高齢者等配慮等級3に適合する、性能証明書を取得した場合：10万円							岩手県 建築住宅課 019-629-5933			[illegible]	
住宅ストックリノベーション事業（木造住宅耐震診断・改修）	木造住宅の耐震診断や耐震改修への支援		–	–	【上限額】 耐震診断2.8万円 耐震改修100万円								[illegible]	
いわてZEH+住宅等普及促進事業（断熱等性能等級6・7）	ZEH+住宅（等級6・7）の建設費及び各種設備への支援		住宅再建 ＠100～180万円 太陽光加算：35万円（上限） HEMS加算：購入・工事費×2/3（上限は6.6万円） 蓄電池加算：購入・工事費×1/3（上限は35.7万円）										[illegible]	

（出典：令和 7 年大船渡市林野火災に関する住宅再建のための支援制度について（抜粋）／岩手県）

第４章　人材育成・発災時の人材派遣体制

【国手引き P150-159】

県では、平時から、市町村が災害ケースマネジメントを実施するために必要な研修・人材育成に取り組むとともに、災害が発生した際に必要な人材の派遣調整の仕組みを整備します。

４－１．研修・人材育成の実施

（１）災害ケースマネジメント推進研修会

これまで災害ケースマネジメントを実施したことがない市町村の職員等に対し、被災者支援の手法である「災害ケースマネジメント」に関する重要な視点等について理解促進を図ることを目的として、令和６年度から研修会を開催しています。

（２）災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材育成研修

少子高齢化による人口減少等に起因して自治体職員が減少する中、発災時に増大する自治体業務における被災者支援の担い手不足に対応するため、令和７年度から「災害ケースマネジメント推進サポーター研修（基礎研修）」、令和８年度から「災害ケースマネジメント推進リーダー研修（応用研修）」を実施し、地域における被災者支援の担い手の発掘・育成に取り組みます。

なお、「災害ケースマネジメント推進サポーター研修」は、被災者支援の手法である「災害ケースマネジメント」に関する理解促進、被災者を支援する活動を行う際の心構えやコミュニケーションの手法等の必要な知識を習得することを目的としています。

また、「災害ケースマネジメント推進リーダー研修」は、令和８年度から実施予定であり、現在検討中ですが、自らの知識や経験・スキルを活かして、被災者の状況、自立・生活再建の課題を把握分析し、解決に向けて長期的な支援をするために必要な能力を育成する研修内容を予定しています。

そして、この研修の修了者は「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材登録者名簿」に登録し、災害ケースマネジメントの実施にあたり、市町村等が必要な担い手が確保できない場合に、この名簿をもとに登録者に活動を依頼し、必要な人員を確保できるような仕組みを整備します。

４－２．人材派遣体制の整備

（１）専門的知見を持つ人材等の派遣

災害ケースマネジメントを実施する市町村等が、被災者一人ひとりの複合的・複雑化した自立・生活再建課題に対応するため、専門的知見を持つ人材等の支援を得たい場合は、ネットワーク会議の事務局である県が、専門士業団体や NPO 等の民間団体に協力を要請し、市町村と構成機関の間で、必要な人材等の調整ができるよう支援します。

（２）災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダーの人材派遣

災害ケースマネジメントを実施する市町村等が、避難所での聴き取りや訪問調査等の被災者支援の

人員について応援を受けたい場合は、次の方法により行うこととします。

【被災市町村が自市町村内の人材に応援を依頼する場合】

①発災後、県に「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材登録者名簿」の提供を依頼

②県が名簿を提供

③提供された名簿をもとに、登録者に直接連絡して活動を依頼し、調整を実施

【被災市町村が複数ある大規模な災害において、他の市町村の人材に応援を依頼する場合】

①発災後、被災市町村は県に対し支援を要請（※要請時に時期・人数等の必要事項を確認）

②県が「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材登録者名簿」から、登録者に連絡し、活動を依頼

③調整の結果を市町村に通知し、市町村は派遣される登録者との具体的な調整を実施

第５章　個人情報の取扱い・デジタル技術の活用について

【国手引き P140-147】

被災者の一人ひとりの状況を把握し、課題やニーズに即した支援を実現するためには、各種被災者支援制度の利用状況のほか、既往歴や健康状態、家族関係や経済状況等といった、被災者個々に関わる個人情報を把握した上で支援方策の検討・実施することが必要です。

また、被災者の支援にあたっては、市町村内部の部局間の連携とともに、社会福祉協議会や NPO 等の民間団体等とも連携しながら進めていくことになるため、行政と民間団体等との間において、被災者の個人情報のやりとりが発生することが考えられます。

ここでは、国手引きの第５章に基づき、災害ケースマネジメントの実施に当たり、個人情報の取扱いや取り扱う上での留意点を説明します。

そして、本県の「復興防災 DX 研究会」において検討を進めているデジタル技術の活用に関する取組状況についても説明します。

５－１．災害ケースマネジメントの実施に係る個人情報の取扱いについて

（１）個人情報保護法制の概要

個人情報の収集、利用・共有にあたっては、一般的には、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）が適用されるほか、災害対策基本法等、他の法令の規定が適用される場合があるため、利用する可能性のある個人情報に関わる各法令の取扱いについて、事前に確認しておく必要があります。

個人情報の取扱いについては、「保有」「利用・提供」それぞれの場において、配慮が必要となります。

	配慮すべき内容	根拠法令
保有	市町村が、個人情報を被災者から取得し保有するにあたっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定しなければならない。	個人情報保護法第61条第１項（個人情報の保有の制限等）
利用・提供	・各種支援制度利用申込書のように、被災者本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された本人の個人情報を取得するときは、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合等を除いては、予め本人に対しその利用目的を明示しなければならない。	個人情報保護法第62条（利用目的の明示）
	・市町村の福祉部局が、平時の介護サービスの提供を利用目的（＝当初の利用目的）として保有している要介護区分の情報を、発災後に支援方策を検討する目的（＝当初の利用目的以外の目的）のために、同一の地方公共団体の機関（首長部局）の内部の防災部局で利用するときは、「利用目的以外の目的による利用」となるため、本人の同意を取得する等の検討が必要となる。 ※ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用が認められないことに留意が必要。	個人情報保護法第 69条第２項第１号又は第２号（利用及び提供の制限）
	・市町村の福祉部局が、平時の生活困窮世帯支援を利用目的（＝当初の利用目的）として保有している世帯の情報を、発災後に、見守りをする社会福祉協議会等の民間事業者に提供する場合、外部機関への「利用目的以外の目的による提供」となるため、本人の同意を取得する等の検討が必要となる。 ※ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供が認められないことに留意が必要。	個人情報保護法第69条第２項第 1号又は第４号（利用及び提供の制限）

なお、取得した個人情報は、漏えい、滅失、棄損の防止等の適切な安全管理措置を講じる必要が

あります（個人情報保護法第 66 条第 1 項）。ケース会議の開催など、外部の関係機関に情報を提供する際は、関係機関に対し、適切な安全管理措置について依頼するとともに、必要に応じて、個人情報の保護に係る誓約書の徴収も検討します。

なお、安全管理措置の詳細については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等も参考としてください。

（２）個人情報の利用・提供場面と本人同意

①個人情報の利用・提供場面

＜利用目的の明示＞

地方公共団体の機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）で個人情報を取得するときは、原則として利用目的を明示する必要があります。明示する内容は、利用する事務の内容、提供先等について、できるだけ具体的に特定することが求められます。

【例】 利用目的：生活相談、訪問活動、見守り活動、心のケア活動、サロン活動、避難者の健康管理、自立・生活再建支援、情報発信 等
提供先：社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、地域包括支援センター等の支援関係機関、弁護士会等の士業団体 等

＜利用目的内の個人情報の内部利用・外部への提供＞

個人情報保護法上、個人情報を保有する際に、想定される地方公共団体の内部での利用及び民間団体等の外部への提供を利用目的として特定しておくことで、当該内部利用又は外部提供が可能となります。

【例】 市町村職員が、発災直後に在宅避難者宅を個別訪問し、個人情報を取得する際に、「健康管理」のために、「市町村庁内のほか、地元の民生委員や他県から応援にきている保健師に提供する場合がある」と利用目的を特定し、本人に明示した上で取得すれば、その後、民生委員や保健師に提供する際に、本人同意は要しない。

＜利用目的外の個人応報の内部利用・外部への提供＞

個人情報保護法上、個人情報を取得した際の当初の利用目的以外の目的のために、同一の地方公共団体の機関の内部で利用、又は外部へ提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人同意を取得するなど、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号に適合する必要があります。ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用及び提供が認められないことに留意してください。

【例】 市町村の福祉部局が、**要介護認定区分の情報**を平時の介護サービスの提供のために利用することを利用目的（＝当初の利用目的）として特定していた場合、発災後に、当該情報を見守り支援をする社会福祉協議会に提供することは、特定していた利用目的以外の目的での個人情報の提供となるため、提供のために は**本人同意**を得ることなどを検討する必要がある。

※個人情報保護法第 69 条第２項（利用及び提供の制限）抜粋

一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき。

三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき。

【「相当の理由」の有無の判断】

行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。相当の理由があるか否かは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなりますが、例外的に利用目的以外の目的のための利用・提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められます。

（個人情報保護法委員会：個人情報の保護に関する法律についてのＱ＆Ａ （行政機関等編）抜粋）

※本人同意によらない内部利用・外部への提供の例

「本人が昏睡などの人事不省になり緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の体質、血液型や既往症等の情報を市町村から医者に提供する場合」といった「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」にも提供が可能とされています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用及び提供が認められないことに留意する必要があります。

②本人同意の取得に係る留意点等

平時においても、住民の中には行政機関での内部利用・外部への提供を問わず、自分の個人情報を知られることに対して強い不安を感じる場合もあります。被災者支援のための活動といっても、個人情報の取得時や利用・提供については、行政・民間問わず、十分に配慮や留意をする必要があります。

本人同意の取得方法は、個人情報保護法上特段制限されていませんが、同意の有無をめぐる紛争防止の観点から書面によることを原則としつつ、状況が切迫している場合は口頭によることを認めるなど、同意を取得する内容や場面に応じて検討することが望ましいです。

また、民間団体等が市町村から委託を受けて被災者支援を実施する場合は、個人情報の取扱いについて、被災者の理解を得やすくするため、市町村から委託を受けている団体であることが分かるよう広報等の周知や目印（腕章・ビブス等）を身につけることのほか、初回は市町村職員が同行して説明す

る等の工夫が効果的です。

（３）被災者台帳の作成・活用

市町村は、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができます。

また、本県においては、《被災者台帳システム》が全市町村に導入されていることから、被災者からの聴き取りや、支援の利用に関する情報を本システムに集約しておくことにより、支援漏れや手続きの重複等の事態を防止し、公平な支援を効率的に実施することにつながり、災害ケースマネジメントの実施にも資するものであると考えます。

なお、被災者台帳については、災害対策基本法の規定に基づき、一定の要件のもと、本人の同意によらず内部利用や第三者への提供ができることとされています。

例えば、下記の規定のうち市町村長からの情報提供の求めに応じて、登録被災者援護団体（※）が当該市町村長に対し被災者に関する個人データを提供する場合については個人情報保護法第 27 条第１項第１号の「法令に基づく場合」に該当するため、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを提供することが可能で、下記の規定のうち行政機関の長等が被災者に関する保有個人情報を提供する場合については、個人情報保護法第 69 条第１項の「法令に基づく場合」に該当するため、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該保有個人情報を提供することが可能です。

・法第 86 条の８第３項及び第８項（広域一時滞在の協議等関係）
・法第 86 条の９第２項、第５項、第７項及び第 14 項（都道府県外広域一時滞在の協議等関係）
・法第 90 条の３第４項（被災者台帳の作成関係）
・法第 90 条の３第５項及び第６項（被災者台帳の作成関係）
・法第 90 条の４第１項各号（台帳情報の利用及び提供関係）

「被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について」
（R7.7.8 付け府政防第 1092 号　内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）通知）

※登録被災者援護団体…令和７年災害対策基本法改正において創設された「被災者援護協力団体登録制度」に登録した避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する NPO・ボランティア等の民間団体。

なお、災害ケースマネジメントの実施の全部または一部（個別訪問等）について、市町村が民間事業者等（登録被災者援護団体以外）に委託する場合は、委託された民間事業者等は、委託を受けた業務の範囲内でのみ台帳情報を取り扱うこととなるとともに、個人情報保護法の規定に基づくこととなります。

５－２．デジタル技術の活用について

災害対応に係る様々な場面でのデジタル技術の活用の方向性等について検討するため、県は令和５年度に「復興防災 DX 研究会」を設置し、①防災情報のデータ化やデータ連携の促進による、災害対応のデジタル化を通じた迅速かつ効果的な災害対応業務の実現、②災害発生前後に県民が得られる情報の充実・利活用による、適切な避難行動の促進や被災者支援の実現に向けて取り組んでいます。

今後も、避難所運営デジタル化実証実験等を行い、《避難者把握システム（岩手モデル）》の実装に向けた検討を進めていきます。

なお、《避難者把握システム（岩手モデル）》については、災害ケースマネジメントの実施において重要な被災者の情報収集におけるプル型の情報取得ツールとして活用する検討も進められています。

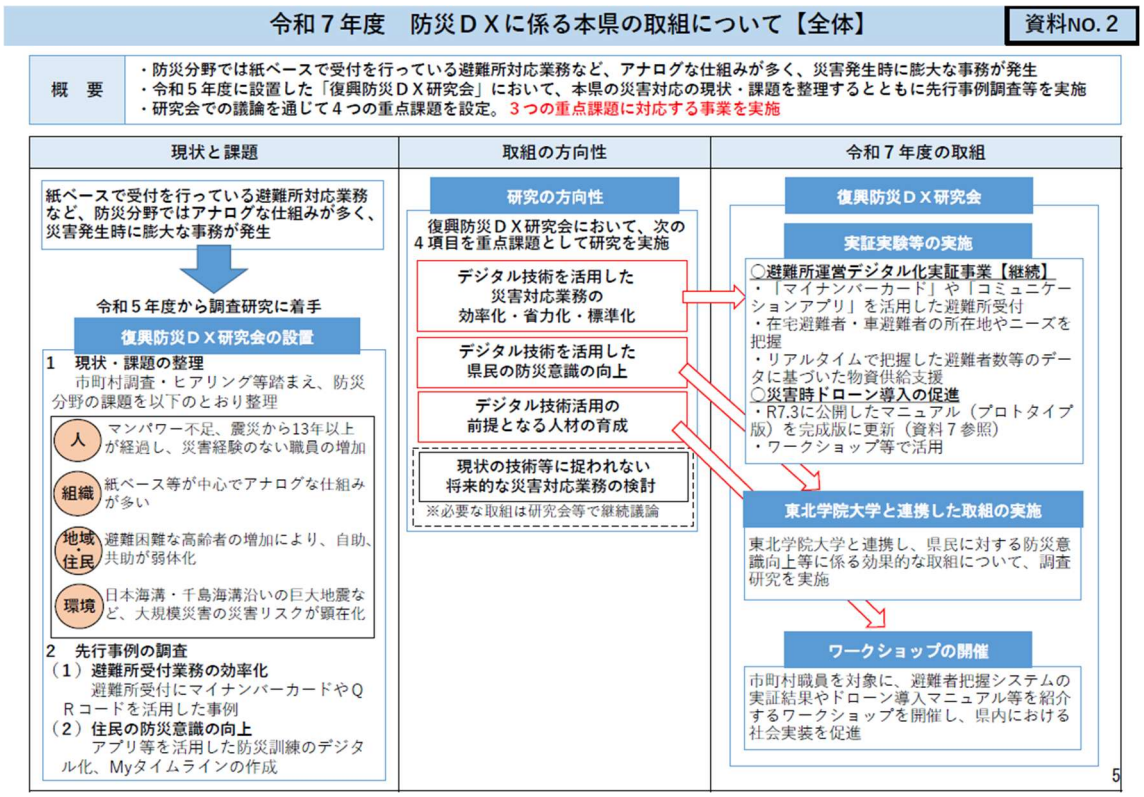

災害対応業務の効率化・省力化・標準化（避難所運営デジタル化実証実験）

1.概要

実施市町村	花巻市	盛岡市（予定）	奥州市（予定）	県（釜石市、大槌町）
時　期	R7.6.29（日） ※花巻市及び同市内の自主防災組織等と連携して実施	R7.8.30（土）	R7.8.31（日）	R7.11.8（土）
内　容	①コミュニケーションアプリ等を活用した避難所受付の効率化 ②２か所の避難所で同時集計 ③事前シナリオなしのブラインド型で実施	①同じ ※その他の内容は今後調整	①同じ ※その他の内容は今後調整	①同じ ②複数市町で同時集計 ③給電訓練も実施 ※その他の内容は今後調整

2.実施イメージ

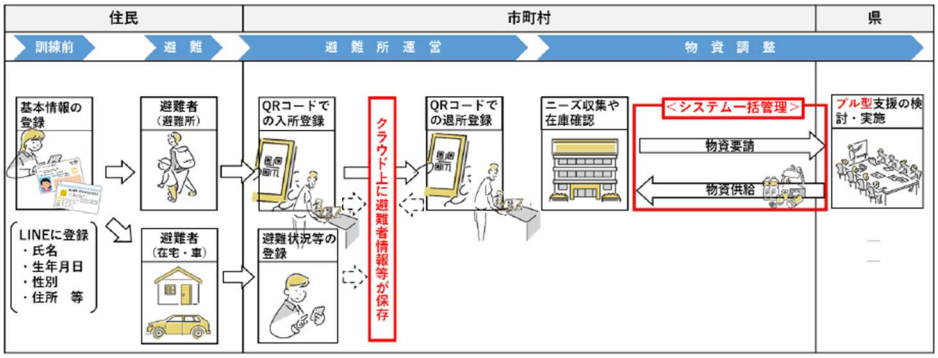

（出典：復興防災 DX 研究会（第４回）資料）

【参考文献等】

●内閣府（防災担当）「災害ケースマネジメント実施の手引き」（令和５年３月）
●徳島県「徳島県災害ケースマネジメント手引書」（令和５年３月）
●高知県「高知県災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向け手引き」（令和６年４月）
●福島県「福島県災害ケースマネジメントの手引き」（令和７年３月）

【付属資料】

●岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議設置要綱・資料・議事録／岩手県
https://www.pref.iwate.jp/shinsaifukkou/saiken/jouhou/1002559/1079675.html

●令和７年２月大船渡市林野火災関係：住宅再建のための支援制度一覧／岩手県
https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/1085421/index.html

●被災者支援情報ポータルサイト「ひさぽ」／永野海弁護士
https://naganokai.com/hisapo/

永野海弁護士が運営する被災後に必要な支援制度や行動手順を分かりやすくまとめた情報サイトです。支援情報に関わるツールを自由にダウンロードできます。平時は各種支援制度の把握・理解、職員研修等に活用し、発災時は実際の被災者の相談支援にも直接活用できるツールとなっています。

【出典：ひさぽ「被災者支援カード」】

【様式例】

内閣府（防災）HP
調査票ダウンロードページ

①健康被害調査票【H28 台風 10 号／岩泉町】

：発災初期の保健師等による健康調査で活用されたもの。

②在宅生活者調査票【H28 台風 10 号／岩泉町】

：発災初期から在宅生活者の戸別訪問で使用された調査票。

③生活支援シート（世帯の基本情報）【H28 台風 10 号／岩泉町】

④支援記録【H28 台風 10 号／岩泉町】

：生活支援員の聞き取りにバラツキが出ないようにするために活用。

⑤個人票【H28 台風 10 号／岩泉町】

：岩泉よりそい・みらいネットが相談内容の記録及び共有のために使用。

⑥生活復興プラン【H28 鳥取県中部地震】

：個別訪問に被災世帯の状況を把握し、実態調査をもとにケース会議で個々の生活復興プランを作成。